

USPTO 新規則に対し施行前日に差止めの仮処分命令
(バージニア東部連邦地裁)

2007年10月31日
JETRO NY 澤井、中山

米国バージニア州東部地区連邦地裁の Cacheris 判事は本日、明日(11月1日)より施行予定となっていた USPTO の継続性出願及びクレーム制限に関する新規則の施行を差し止める仮処分(preliminary injunction)を下した。これにより、明日以降も同改定規則は施行されず、最終判断が下されるまでは現行実務が維持されることとなる。

本件は8月21日に公示された継続性出願及びクレーム制限に関する改定規則¹の差止請求と同規則の無効を訴えたもの。製薬大手の GlaxoSmithKline (GSK) 社や米国在住の個人発明家がそれぞれ同地裁に提訴²しており、本日、審理が行われる予定となっていた。

本事件に対しては、米国知的財産権者協会(AIPLA)等が原告を支持する摘要書(アミカスブリーフ)を提出するなど、知財関係団体やユーザーから高い関心を集めていたもの。³ また、本仮差止命令の発令に先立ち、25日付けで Schumer 上院議員(司法委員、民、ニューヨーク)が USPTO 長官あてに、今般の規則改定が米国のイノベーションを阻む意図せぬ結果を招く恐れがあるなどとして、同規則の施行の延期を求める書簡⁴を提出していたところ。

現時点では、仮差止命令の理由等は公表されていないが、新規則施行後に差し止めを行った場合に生じうる混乱を避けるねらいがあるものと思われる。なお、一部の識者によれば、地裁における最終判断は来年1月にも成されるのではないかとの見通しもある。また、在 DC の弁護士に確認したところ、仮処分に対し USPTO は控訴することも可能であるが、仮に控訴がされたとしても、下級審の判事の著しい裁量権の乱用(Abuse of Discretion)が認められない限り、かかる仮処分が覆されることはなく、その可能性は極めて低いと指摘している。また、知的財産権者協会(IPO)の本日付号外ニュースによると、本仮差止命令が同規則の合法性の争いに影響を与えるかどうかは不明としている。

なお、現時点(米東海岸時間31日午後4時現在)で USPTO からの本差止命令に関する公式発表はない。

(了)

¹ 2007年8月28日付け知財ニュース「USPTO が継続性出願及びクレーム制限に関する改定規則を公表」を参照

² 2007年10月12日付け知財ニュース「USPTO、新規則に係る経過措置の緩和と明確化の通達」を参照

³ 訴訟関係書類については <http://www.pli.edu/patentcenter/claims-con-challenge.asp?view=plink&id=150> を参照

⁴ http://www.ipwatchdog.com/patents/schummer_pto_letter.pdf